

## ○名古屋市フリースクール等利用料補助金 よくあるご質問

### 目次

1	本事業について	1
2	補助対象となる子どもについて	2
3	補助対象者（保護者）について	2
4	フリースクール等について	3
5	補助対象経費について	4
6	補助額について	6
7	支給方法について	6
8	準備する書類について	7
9	その他	8

### 1 本事業について

Q本事業の実施目的は何ですか。

A学校に行きづらさを感じる児童生徒の多様な学びの場を保障するとともに、学校教育への復帰も視野に入れた学校、家庭、フリースクール等の連携を深めることで、児童生徒の健全な育成及び将来的な社会的自立を図ることを目的としています。

Q「フリースクール等」とはどのような施設ですか。

A一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を言います。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されています。なお、本事業におけるフリースクール等の要件は名古屋市フリースクール等利用料補助金交付要綱に掲載しています。

## 2 補助対象となる子どもについて

Q私立学校、国立中学校（名古屋大学教育学部附属中・高等学校）、県立中学校（明和高等学校附属中学校）、学びの多様化学校（星槎名古屋中学校）に通っている場合は、対象となりますか。

A対象とはなりません。本事業の対象となるのは、名古屋市立の小・中学校、特別支援学校（小・中学部）に在籍する児童生徒です。

Q外国籍の児童生徒は対象となりますか。

A名古屋市立の小・中学校、特別支援学校（小・中学部）に在籍する児童生徒は外国籍であっても対象となります。

Q欠席日数に関する要件はありますか。

A欠席日数の要件はありませんが、不登校もしくは不登校傾向にある児童生徒の支援を目的とした制度ですので、制度趣旨を踏まえた制度の利用をお願いします。

## 3 補助対象者（保護者）について

Q補助対象者は、保護者ですか。子どもですか。

A本事業においては、補助対象者は保護者となります。フリースクール等の利用料を支払っている市内に住所を有する保護者（フリースクール等の契約者）が申請してください。補助対象者の要件の詳細は、名古屋市フリースクール等利用料補助金交付要綱に掲載しています。

Qなぜ、フリースクール等の利用料を支払っていないと、補助対象者となることができないのですか。

A本事業は、フリースクール等の利用料を支払っている方の経済的負担を軽減することを目的としているためです。

Q補助対象者が外国籍ですが、補助対象者となることができますか。

A補助対象者に国籍要件はありません。市内に住所を有していれば、外国籍の方も申請できます。

Q所得制限はありますか。

A所得制限はありません。（補助金を受給できる世帯所得の上限はありません。）

ただし、就学援助を認定されている方等とそれ以外の方で、補助率や補助上限額が変わります。

#### 4 フリースクール等について

Q 県外のフリースクール等に通っていますが、対象となりますか。

A 県外のフリースクール等に通っている場合の利用料は、補助の対象とはなりません。

Q オルタナティブスクールやミッションスクール、インターナショナルスクールは対象となりますか。

A 本制度の対象となる施設は、「不登校の児童生徒支援を主たる目的としている施設」であることが補助の要件です。

Q オンラインスクールは対象となりますか。

A 通所型施設であることが補助の要件であるため、対象とはなりません。

Q オンラインと通所を併用したフリースクール等に通っています。この場合は対象となりますか。

A 通所を前提に、子どもの状態に合わせて、補助的にオンラインを併用しているコースである場合は対象となります。通所型施設であっても、オンラインのみで活動するコースを選択している場合は、対象とはなりません。

Q 昼間と夜間それぞれのコースがあるフリースクールに通っています。日曜日のみのコースや夜間のみのコースを選択している場合は、対象となりますか。

A 対象とはなりません。通所型施設であっても、子どもが主に日中（学校の授業時間帯）に通所していることが補助要件となります。

Q なぜ学校の授業時間帯に通所していることが要件となっているのですか。

A 本事業は、学校に行きづらさを感じる児童生徒の多様な学びの場を保障することを目的としているためです。

Q 習い事（パソコン教室、ピアノ教室等）や学習塾に平日日中に通っている場合は、補助対象となりますか。

A 「不登校の児童生徒に対する支援を行うことを主たる目的としている施設」ではないため、原則対象とはなりません。

## 5 補助対象経費について

Q「利用料」とはどのような経費のことですか。

A フリースクール等に通うために、定期的もしくは利用の都度支払う料金です。  
ただし、入学費・体験利用料のほか、利用料とは別に支払う料金（施設整備費・教材費・行事参加費・弁当代など）や、通所のための交通費は補助の対象となりません。

Q補助金は、定額で1月当たり2万2千円（もしくは1万1千円）が支給されますか。

A補助金は定額支給ではありません。

実際に支払った金額をもとに、補助率と補助上限額を勘案して月ごとの支給額を決定します。就学援助を認定されている方等は、補助率2分の1かつ補助上限額2万2千円、それ以外の方は、補助率4分の1かつ補助上限額1万1千円となります。

Q申請月に支払った利用料は、補助対象となりますか。

A補助対象期間は原則、交付申請月又はフリースクール等への通所を開始した月のいずれか遅い月から、フリースクール等への通所を終了する月（通所の終了が翌年度以降となる見込みである場合には、当該年度の3月）までとなります。

ただし、令和8年度については、令和8年4月分の利用料まで遡って申請することができます。

Qフリースクール等からの領収書には「利用料」と書いていませんが、補助対象となりますか。

A以下①から⑤までのすべての事項が記載されている領収書が必要となります。「利用料」に相当する経費であることが確認できない場合、補助対象とならないことがあります。

（支払内容にかかる明細が別途ある場合、領収書か支払内容にかかる明細のどちらかに記載されていれば可）

### ■必要記載事項

①支払者氏名：申請者(交付決定者)氏名 と一致している必要があります。

②支払目的：申請児童生徒に対するフリースクール等の利用料に相当する経費であることが記載されている必要があります。また、利用月の記載も必要です。

③支払先：申請頂いたフリースクール等の施設名の記載が必要です。また、利用料の受領者である施設運営者の名称もご記載ください。 ※押印の有無は問いません。

④支払金額：利用料以外の金額が含まれる場合は、利用料が特定できる内訳が記載されているかご確認ください(補助金の対象は利用料のみです)。

複数月で1枚の領収書の場合は、月ごとの内訳を記載してください。

⑤支払日：原則、令和8年4月1日～令和9年3月31日の日付であることをご確認ください。

発行日が支払日でない場合は、別途利用料を受領した日を記載してください。

Q領収書に記載の金額に、利用料以外が含まれている場合は、どうしたらいいですか。

Aフリースクール等へ支払った金額の内訳が確認できるもの（支払内容にかかる明細）が必要となります。

Qどこへ、どのように申請すればいいですか。

A現在申請手続きの詳細については準備中です。申請手続きの詳細については、8月頃に市公式ウェブサイトにおいてご案内する予定です。

## 6 補助額について

Q例えば、月額利用料が3万円の場合、補助額はいくらになりますか。

A就学援助を認定されている方等の場合

3万円の2分の1（1万5千円）が補助対象となり、補助上限額2万2千円以内であるため、本事例の場合、月額1万5千円が補助額となります。

上記以外の方の場合

3万円の4分の1（7500円）が補助対象となり、補助上限額1万1千円以内であるため、本事例の場合、月額7500円が補助額となります。

Q例えば、月額利用料が5万円の場合、補助額はいくらになりますか。

A就学援助を認定されている方等の場合

5万円の2分の1（2万5千円）が補助対象となり、補助上限額2万2千円を超えるため、本事例の場合、月額2万2千円が補助額となります。

上記以外の方の場合

5万円の4分の1（1万2500円）が補助対象となり、補助上限額1万1千円を超えるため、本事例の場合、月額1万1千円が補助額となります。

## 7 支給方法について

Q補助金の支給口座は交付対象者（保護者）名義である必要がありますか。

A交付対象者名義の口座であることが必要です。

Q補助金を現金で支給してもらうことはできますか。

A銀行等の金融機関への振り込みのみとなります。

## 8 準備する書類について

Q 4月分から補助対象となった場合、フリースクール等の通所状況も、4月分から作成する必要がありますか。

A 補助対象月ごとに作成が必要です。4月分利用料から補助対象となる場合には、4月以降の毎月の名古屋市フリースクール等利用料補助金通所状況報告書（第11号様式）が必要となります。

Q オンラインで通所した場合、どのように通所状況報告書を記載すればよいですか。

A オンラインでの通所の場合、通所状況報告書へ記入する必要はありません。

学校等へ報告するために記載を行う場合、活動内容欄に通所がなかった旨がわかるように記載してください。（例：オンライン参加のため通所なし）

Q 名古屋市フリースクール等利用料補助金通所状況報告書（第11号様式）について、フリースクール等が独自で作成している様式を使うことはできますか。

A 補助金の申請児童生徒については、名古屋市が指定する様式をお使いください。

## 9 その他

Qこの補助金を受給していれば、フリースクール等に通所した日は、「指導要録上の出席扱い等」となりますか。

A本補助金の受給要件と「指導要録上の出席扱い等」の要件は異なるため、本補助金を受給することのみをもって、「指導要録上の出席扱い等」となるものではありません。  
(「指導要録上の出席扱い等」については、在籍校の学校長の判断となります。)

Q不登校に関して相談できる窓口を教えてください。

Aまずは、身近な学校やなごや子ども応援委員会にご相談ください。

学校に相談しにくい理由がある場合や、公的な機関に相談したいなどの場合には、ハートフレンドなごや（総合相談窓口）にご相談ください。

ハートフレンドなごや（総合相談窓口）

名古屋市にお住まいの幼児から高校生年齢までの子ども本人、その保護者等から、子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について相談に応じています。

電話番号052-683-8222

月曜から金曜日9:30~19:00 土曜日9:30~12:00

※祝日、年末年始を除く。

Q交付申請にあたり、在籍校への申出は必要ですか。

A交付申請時点で在籍校に申し出ていただく必要はありません。なお、交付決定後、年3回（令和8年度は2回）提出していただく名古屋市フリースクール等利用料補助金実績報告書（第2号様式）及び名古屋市フリースクール等利用料補助金通所状況等報告書（第11号様式）は、申請者の方から在籍する学校に提出していただく必要があります。

Q就学援助(未来まなび応援金)とは何ですか。

A就学援助(未来まなび応援金)は、お子さんを小・中学校へ就学させるのに必要な給食費や学用品費などを補助する制度です。制度の詳細や申請については、以下のページをご確認ください。

<https://www.city.nagoya.jp/kodomo/schools/1016760/1016781.html>

Q就学援助を受けていることがフリースクール等に伝わりますか。

A名古屋市からフリースクール等へ交付対象者の就学援助認定の有無について、お伝えすることはありません。

Q名古屋市立の特別支援学校（小・中学部）に在籍している場合は、世帯所得にかかわらず、名古屋市就学援助制度の対象外であると聞いています。2万2千円の補助を希望する場合には、どうしたらよいですか。

A補助金の担当課まで、個別にご相談ください。